

資料解題「年金および高齢問題円卓会議活動報告書：
2007年3月から2009年11月」

— ハンガリーにおける年金制度改革の議論動向 —

柳原 剛司

(京都大学大学院文学研究科グローバル COE 研究員)

2011年11月



京都大学グローバル COE
「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」

Global COE for Reconstruction of the Intimate and Public Spheres in 21st Century Asia

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院文学研究科
Email: intimacy@socio.kyoto-u.ac.jp URL: <http://www.gcoe-intimacy.jp/>

はじめに

1970年代半ば以降の高い経済成長の終焉、1980年代以降の人口の高齢化の進展により、1990年代に先進資本主義諸国と新たに民主化・市場経済化した旧社会主義諸国を中心とする多くの国において、それまでの、賃金スライド制や低い年金受給開始年齢、早期退職制度など寛大な受給資格・給付条件を有する公的年金制度の見直しが行われるようになった。この見直しの動きは現在でも継続しており、たとえば我が国では、基礎年金の導入と一元化（1985年）、完全物価スライドの導入・20歳以上の学生への適用（1989年）、厚生年金の支給開始年齢の引き上げ・年金額の改正方式の見直し（1994年）、旧三公社の共済年金の厚生年金保険への統合・基礎年金番号の実施（1996年）、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げ・厚生年金の給付水準の引き下げ（2000年）、基礎年金国庫負担の引き上げ・保険料水準固定方式の導入（2004年）、などを主要な要素とする累次の改革が実施されている。

本稿では、ハンガリーの前政権がハンガリーの年金制度の今後の改革可能性に関する調査研究を委託した専門家からなる委員会「年金および高齢問題に関する円卓会議」（A Nyugdíj és Időskor Kerekasztal. 以下、「円卓会議」）の最終報告書である、「年金および高齢問題円卓会議活動報告書：2007年3月から2009年11月」（Jelentés: A Nyugdíj és Időskor Kerekasztal 2007. március és 2009. november között végzett tevékenységéről. 以下、「報告書」）の内容を紹介するものである¹。「報告書」は、ハンガリーの年金制度の将来の改革可能性について論じられた報告書であり、国際的な年金制度論に対する提言や新たなモデルの提示を視野に入れたものではない。しかし、「報告書では」ハンガリーとして採用しうる5種類の改革モデルが詳細に検討されており、その改革モデルそれぞれの制度設計や、分析の視野や手法ならびに示される含意は、経済成長の鈍化・停滞、高齢化の進展、出生率の低下、それによる年金財政の悪化など、ハンガリーと同様の問題を抱えるわが国においても十分示唆するところがあるといえよう。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第1節において、近年のハンガリーにおける年金制度改革もごく簡単に踏まえつつ、「報告書」の基本的な位置づけについて示す。第2節では、「円卓会議」自身が位置づける「報告書」の特徴と制約について紹介する。つづく第3節において、「報告書」が比較対象として用いている現在の制度（NY2006）と、「円卓会議」が提示した5つの改革のモデルの合計6つの制度の概要を示すとともに、「報告書」における分析の結果を紹介する。そして小括として、「報告書」に対する評者（柳原）の評価を示す。なお、本稿において示す「報告書」のページ数は、英語版「報告書」から直接転載し

1 本「報告書」はまず2009年12月にハンガリー語で執筆されたものがウェブサイトで公開された。その後、ハンガリー語の書籍版、英語版（ウェブサイト掲載のみ）が発表されている。2010年5月に政権交代したこともあって、公開されているウェブサイトには変遷があるが、2011年5月現在、ハンガリー科学アカデミー経済学研究所サイトよりハンガリー語版・英語版ともに入手可能である。ハンガリー語版：http://www.econ.core.hu/file/download/nyika/jelentes_hu.pdf 英語版：http://econ.core.hu/file/download/nyika/jelentes_en.doc

ている図表（出所に明記）を除き、ウェブサイトより入手できるハンガリー語の PDF ファイル版のページ数である。

第1節 「報告書」の位置づけ・目的

1. ハンガリーの近年の公的年金制度

ハンガリーは1989年に一党独裁の社会主義計画経済から、民主化、資本主義化・市場経済化の開始という体制の転換を経験した。社会主義期には、年金制度は国の管理のもと、賦課方式によって運営されていた。年金財政は国の財政と一体化しており、その財政規律は厳格ではなかった。給付は、現役時代の賃金を再評価したもの（「評価所得」）と、加入期間（厳密には拠出期間とは異なるケースもある）の長さから与えられる「乗率」から算出されていた。政治体制の転換前後の時点では、評価所得は「退職前の5年間のうち賃金の高い3年の平均」かつ複数設定された閾値を越えた所得は一部しか評価所得に算入されず、また乗率は加入期間に対してその増加率が漸減するものであったため、拠出と給付の結びつきが比較的弱い制度であり、比較的短い加入期間の人々・生涯所得の低い人々に対しても拠出から見て寛大な水準の年金給付が、少なくとも年金額の新規裁定時には与えられていた。ただ、社会主義時代の制度は、年金受給額が定期的かつルールに基づいて引き上げられるようなスライド制の仕組みを持たなかったため、経済状況の変化に対する調整が十分とはいえなかった。

政治体制の転換後、このような年金制度は、賦課方式の強制加入の公的年金制度という枠組みそのものについては当初は変更がなされなかったが、そのままの形態での運用は不可能であった。様々な規制の緩和・撤廃や外国貿易の自由化、企業の私有化、緊縮政策の実施などのマクロ安定化政策、旧社会主義ブロック内での国際貿易体制の崩壊などにより、東欧諸国は急激な経済の収縮を経験した（「体制転換不況」²）。その社会的な影響は著しく、雇用が大きく減少するなか、社会保障制度による救済のニーズは高まり、年金制度は一般財政からの分離や賃金スライド制の導入のほか、障害年金や早期退職年金の供与による雇用喪失者への対応を強えられるなど、大規模な改革および制度の弾力的運用を余儀なくされ、年金財政は1993年より赤字に陥り、その抜本的な改革を必要とする一因となった。

1994年春に実施された体制転換後の第2回の自由選挙により、旧共産党改革派を前身とする社会党（MSZP）が自由民主連合（SZDSZ）との連立で政権を獲得した。同政権は、緊縮財政政策「ボクロシュ・パッケージ」の実施に加えて、年金制度の改革にも注力した。当時、ハンガリーを含む旧社会主義国の市場経済化は、IMF・世界銀行・EBRDなどの国際機関やEUが、資金援助・知的支援の両面から支援していた。年金制度改革については、世界銀行が当時強く推奨していた年金制度モデルが存在し、同行は、市場経済化支援の拠点であった同行ブダペスト事務所を通じてハンガリーに対してこの雛形の導入を強く働きか

2 コルナイによる用語。Kornai, 1995, pp.11-20 を参照。

けた。世界銀行の雛形とは、強制加入のままながら公的年金制度を部分的に民営化し、民間の年金ファンドに保険料を積み立てる形で運用を行う積立方式部分（「第2の柱」）を導入することによって、それまでの賦課方式部分（「第1の柱」）、さらには公的年金制度外の任意加入の個人年金（「第3の柱」）とあわせ、年金制度の枠組みを複数の制度からなる混合型の制度とし、それぞれの柱が担う機能を分離することによって、年金制度の透明性と財政的持続可能性、拠出と給付の関係など公平性の問題などの改善を目指すものであった³。

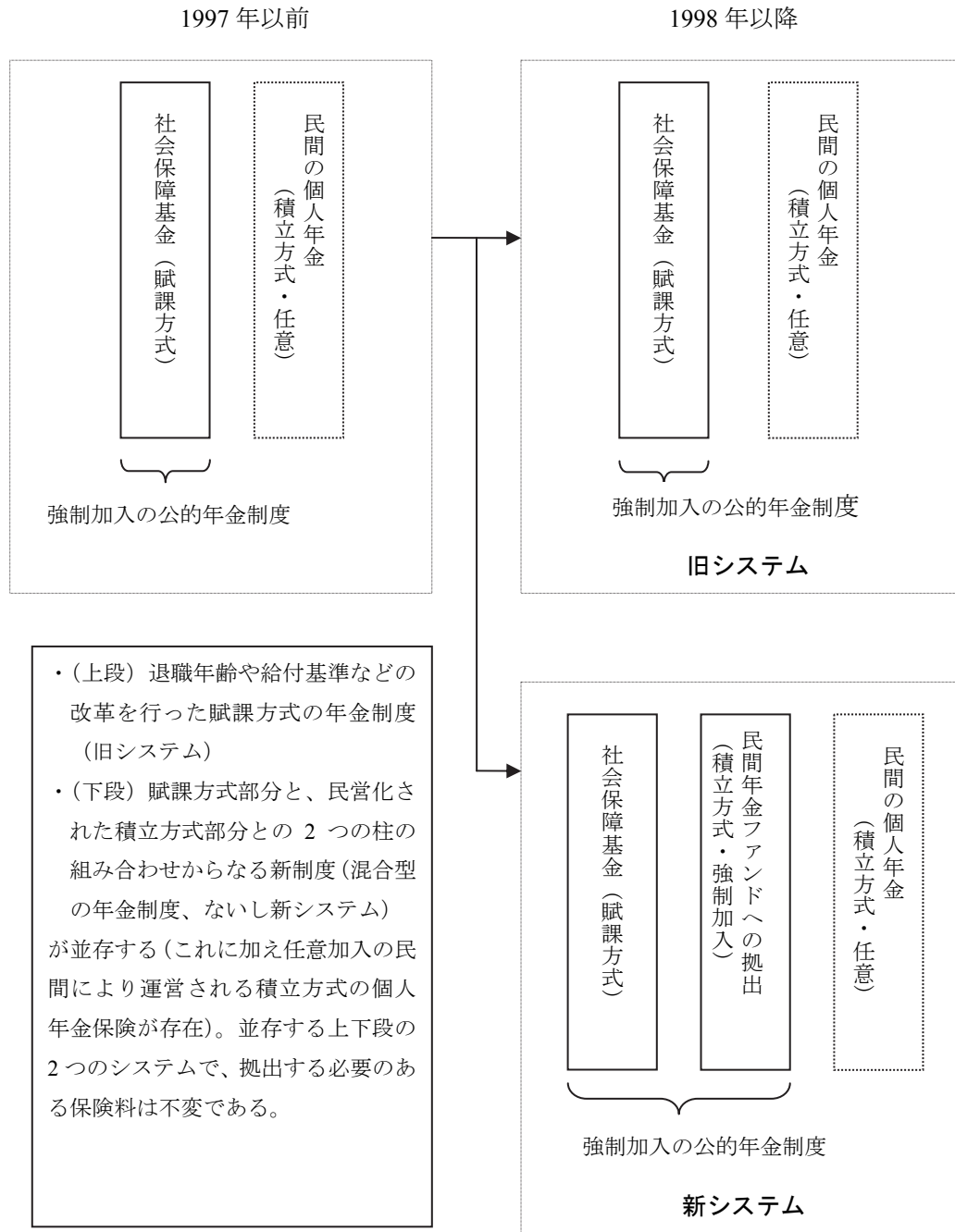
ハンガリーにおいても、世界銀行の雛形とはそれぞれの柱が担う機能の点・柱の規模の点で相違があるものの、1998年の年頭より、従来の強制加入の賦課方式部分の約25%を部分的民営化・積立方式化することにより、世界銀行が推奨した3本の柱からなる混合型の年金制度を導入した（第1図）。この改革以後も、①枠組みのレベルにおいて、望ましい年金制度に対する考え方が異なる二大政党間の政権交代が繰り返されたこと（1998・2002・2010年）、②4年毎の総選挙の度に、有権者の歓心を買うために追加的な年金給付の導入や給付引き上げが実施されたこと、③緊縮財政政策の一環として、スライド方式の変更・65歳への退職年齢再引き上げ開始などの給付条件厳格化の実施、ならびに年金給付水準の削減の実施がなされたこと、など年金制度には累次の改革が実施されている。1998年に導入された積立方式部分（第2の柱部分）での運用パフォーマンスが低い問題などもあり、退職後の妥当な保障を年金システムとして提供できるかが問題視されるようになっていた。このようなことを背景として、退職年齢など受給資格に関わること、ならびに給付のスライド方式など年金制度の「変数」的な改革のみではなく、賦課方式や積立方式、概念上の確定拠出方式⁴（NDC）といった財政方式の選択やその組み合わせの比率といった、現在の混合型年金制度からの「枠組み」レベルの改革が必要かどうか検討すべきという認識が、政府や専門家に広く共有された。これが2007年、当時のジュルチャーニ首相によって、本「円卓会議」が組織された主要な背景である。

なお、年金制度そのものについては、「円卓会議」の活動期間内にも、1か月分のポーナ

3 世界銀行は1994年の政策研究報告書、*Averting the Old Age Crisis*（The World Bank, 1994）において、①規模を縮小して所得再分配の機能に特化し、高齢者の最低保障を担う賦課方式による（低率の）税を財源とする公的部分（「第1の柱」。所得比例という考えはここでは基本的に排除されている）、②貯蓄の機能を担う、民間が運営する年金基金により運用される、強制加入の積立方式部分（「第2の柱」）、③追加的な保障を望む人々を対象とする任意加入の積立方式部分（「第3の柱」）、の3本柱からなる制度の導入を提唱した（The World Bank, 1994, pp.238-239）。このモデルは、上述したような高齢者の所得保障ならびに経済成長の促進の双方の目的をみだし、さらには長所と短所、そして機能の異なる3つの柱を並立させることによって、個人と年金制度それ自体のリスク分散の改善を図ること、および制度の透明性、信頼・インセンティブ構造における問題など、従来の公的な賦課方式の制度が持つ欠点の改善を目指した。

4 賦課方式と同様に個人が現役時代に拠出する保険料・拠出金は実際にはその時点の受給者への給付に充当される一方で、個人の拠出は個人勘定に記録され、その拠出金があたかも積立方式のように積み立てられ、金融市場において運用されたかのようにみなす。加入者は、退職後、その仮想的に蓄積された年金資産に相当する年金を受給できる。保険料・拠出金が実際の金融市場により運用されないことから、Non-financial Defined Contributionと記述されることもある。NDCについてより詳細は、Palmer（2006）を参照せよ。

第1図 1998年の年金制度改革の概要図



出所) 評者作成, 柳原 (2011)

ス年金である「13 か月目の年金」⁵の廃止のほか、経済成長に連動する、給付抑制的な新しいスライド方式⁶の導入、障害年金の付与や早期退職における基準の厳格化など、制度の変革的な改革がなされている。

また、2010年春の総選挙において国会定数の3分の2を超える263議席を獲得する圧倒的な勝利でフィデス＝ハンガリー市民連盟（Fidesz-Magyar Polgári Szövetség、以下フィデス）がそのパートナーのキリスト教民主国民党（KDNP）とともに政権に復帰した後には、年金財政（および一般政府財政）の赤字を圧縮し、経済を刺激するための政策経費の余地を増やすという観点から、公的年金財政の赤字を生む源泉であった積立方式部分（第2の柱）を事実上廃止する改革が実施された。後述するが、この第2の柱の廃止は、本稿で紹介する「報告書」が想定する5つの年金制度の「枠組み」のモデルからは異質なものであった。

2. 「円卓会議」の「報告書」の位置づけ

では次に、この「円卓会議」による「報告書」がどのような経緯で執筆されたものであるか、「報告書」の記述を適宜用いながら概要を示す（pp.12-14）。

まず、「円卓会議」についてであるが、「円卓会議」は、2007年の初めに当時のジュルチャーニ首相のイニシアティブによって設立された。上述したように、1998年の年金制度改革により3つの柱からなる混合型の年金制度という新たな枠組みを構築したものの、年金制度のパフォーマンスは必ずしも十分でなく、長期的な財政的持続可能性の確保、より透明かつ公平な制度の実現など、年金制度はさまざまな課題を有していた。そのため、この重要な分野において、来る数十年間にありうる年金制度のオプションを調査することを目的として本「円卓会議」は設立された。

「円卓会議」のメンバーには、年金問題を中心とする多くの専門家・研究者が選ばれた。「円卓会議」は、年毎に首相府から予算を与えられていたが、政府の行政機関としてではなく、独立した主体としての位置づけを与えられた。すなわち、メンバーらは官僚としての地位をもたない独立した専門家・研究者であり、金銭的な報酬はなく、「円卓会議」への予算は、主としてモデルやデータベースの開発と構築にあてられた。また、メンバーの専門家は、それぞれの自由時間を使って「円卓会議」にかかる研究活動に従事している。

このように「円卓会議」は行政機構から独立した主体であった。その一方で、その活動においては、国家年金保険総局⁷（ONYF）や統計局、財務省、金融庁（PSZÁF）、社会問題・

5 「13 か月目の年金」とは、公的部門労働者に給付していた1か月分のボーナスを真似て導入された、1か月分のボーナス年金である。1998年改革当時の計画にはないものであったが、2003年（4分の1か月分）より段階的に導入され、2006年から完全導入された。

6 経済成長（GDP）の程度に合わせて年金引き上げ幅が変動するスライド方式が2010年1月より導入されている。経済成長率が3%に満たない場合は完全物価スライドとなる。経済成長率が3%以上4%未満の場合は、物価上昇率を80%、賃金上昇率を20%反映する。経済成長率が4%以上5%未満の場合は、物価上昇率を60%、賃金上昇率を40%反映する。経済成長率が5%以上となる場合には、物価上昇率・賃金上昇率をそれぞれ50%反映するスライド方式（「スイス方式」）となった。

7 Országos Nyugdíjbiztosítási Főigazgatóság。賦課方式部分における記録の管理、給付実務などを所掌している。

労働省（当時）などの諸官庁や、監査法人デロイトのハンガリー法人などと密に協力しており、とくに ONYF からは、年金受給者ならびに現在の現役世代の保険料拠出記録の個票の提供をうけている。

「円卓会議」は以下の 4 点を主要な目的としていた。第 1 に、現在の年金制度が抱える問題を正しく識別すること、第 2 に、長期にわたる社会戦略上の年金制度の目標決定を支援すること、第 3 に、財政、福祉、労働市場、その他目標となる状態の達成に必要な条件、ないしありうる結果について比較すること、第 4 に、これらの問題への勧告を行うこと、である (p.12)。

次に、「報告書」についてであるが、本「報告書」は、2007 年から 2009 年の「円卓会議」の活動の最終的なまとめという位置づけを与えられている。「円卓会議」の研究活動には、とくにデッドラインは定められていなかった (p.12) とのことである。しかし、2007 年から 2009 年当時、世論調査等から 2010 年春の総選挙での当時与党であった社会党 (MSZP) による政権維持はすでに絶望的であったこと、くわえて、当国の当時の与野党対立⁸を鑑みれば、フィデスが政権を獲得した場合に同「円卓会議」の活動が継続されないと見込まれたことは明らかであり、「最終的なまとめ」とされたことは、なんら奇異なことではない。

「報告書」は、9 章からなる本文 (第 1 表参照) に、21 の付録 (Mellékelt。英語では Enclosures、第 2 表参照) からなりたっている (ハンガリー語版で本文が 91 ページ、付録込みで 452 ページ)。本文で概要が示され、付録により詳細かつ専門的な説明が実施されている。付録を入れると本著は大部となるため、本稿では、本文での記述に限定して紹介を行いたい。

本「報告書」においては、年金制度の公平性、透明性、財政、制度への包摂度 (coverage)、給付の妥当性 (adequacy) と持続可能性の点で、2050 年までの期間でのハンガリー年金制度の重要な諸指標を改善する手法を見つけることに焦点があてられている。具体的な分析手法としては、枠組みレベルの 5 つの年金制度の改革モデルを提示して、それぞれの年金制度への改革が実施された場合に、中期的にどのような状況になることが予測されるのか、その影響分析 (impact study) を行っている。これら 5 つのモデルについては、第 3 節においてより詳細に取り上げる。「報告書」では、現在のシステムを継続した場合を比較の基礎として、これら 5 つのモデルが導入された場合の影響分析が精緻に分析されている。それを提示することにより、中長期的に社会全体にインパクトを及ぼす最重要な問題について、コンセンサスの達成を容易にすることが目指されている。

ただし、「円卓会議」は、将来の年金制度の枠組みに関して、何らかの意思決定権を委ねられてはいない。また、「報告書」も、そのまま法制化すれば良いという処方箋を提示することを目的とはしていない (p.8)。この「報告書」で明らかになったことを基礎として、意思決定者が、その次のステップとして、選択肢としてどのような年金モデルが可能である

8 フィデスおよび KDNP は、財政状況など経済の正しい実態を有権者に開示せず 2006 年の国会総選挙に勝利したジュルチャーニ首相を、正統性を有さない首相であるとみなしていたため、ジュルチャーニ首相の発言時には僅かな幹部を残して残り議員が議場より退出する、与党の主要政策を無効にするための国民投票を複数提起し政権への打撃を与えることを図るなど、与野党の対立は深刻であった。

第1表 「報告書」本文の構成

はじめに
第一部 導入および、影響分析の基盤
1. 年金および高齢問題円卓会議のプロフィールと活動
2. 諸制約
2.1 初期条件
2.2 障害年金の取り扱い
2.3 労働需要の予測とフィードバックの欠落
2.4 影響分析の時間的視野
2.5 男女の違い
3. 影響分析の方法論的基礎
第二部 影響分析の結果
4. 年金および高齢問題円卓会議による社会的・経済的な影響分析比較結果
4.1 基準、オプション
4.2 年金および高齢問題円卓会議により研究された年金構造のバージョン
4.3 枠組みのための変数
4.4 社会・経済的影響の分析の主たる発見
4.5 影響分析結果の要約
第三部 円卓会議のさらなる成果
5. 受給資格と年金額決定の基礎となる記録の維持における時間の問題
6. 混合型年金制度と第2の柱に関する主要な問題についての、年金および高齢問題円卓会議の立場
7. 高齢問題
8. 国際的レビュー
9. どのように進めるべきか。年金保険諮問協議会の必要性・政治的責務・制度モデルについて。および年金モデルの継続的な発展について

出所)「報告書」3-4 ページ。

第2表 「報告書」付録

1. 年金および高齢問題円卓会議のメンバーと恒久的なゲスト
2. 年金および高齢問題円卓会議の日程・議題
3. 現在の年金制度・最近（2006年から2009年）に発効した、および2013年に発効する改正
4. 老齢年金および障害年金の枠組みについて
5. 将来の人口および障害年金受給者の死亡率についての推計
6. 年金制度の再構成をモデル化するための社会・人口学的な事前の推計。推定方法とデータベース
7. 影響分析に用いたマイクロ・シミュレーション
8. 全生涯のキャリアに基づく年金権の獲得。統計局および国家年金保険総局によるデータ調査に関する報告
9. 枠組みの改革の土台
10. 全般的な計画の原理
11. 影響分析の元となる、出発時点の年金制度（*NY2006*）の特性
12. ポイント制度（*NYpont*）
13. ポイント制度と普遍的な基礎年金の併用（*NYp+a*）。老齢年金改革のためのコンセプト
14. NDCの解説（*NYndc* および *NDCtbki*）
15. 普遍的基礎年金の解説（*CSAKa*）
16. 「自然な年金制度」
17. 年金の受給資格および年金額を決定するのに必要なデータの記録に関する問題
18. 混合型年金制度および第2の柱に関連する主要な問題についての年金および高齢問題円卓会議の立場
19. 高齢問題に対する政策と高齢化についての政策との関係
20. OECD諸国の年金制度の枠組み。年金および高齢問題円卓会議のための国際レビュー
21. どのように進めるべきか。年金保険諮問協議会の必要性・政治的責務・制度モデルについて。および年金モデルの継続的な発展について

出所)「報告書」4-5 ページ。

のか、また、どの選択肢の詳細をより深く調査する必要があるのかを決定すべきであるとしている。報告書はあくまで、意思決定者と一般大衆のために分析と情報、勧告を提供するものである、という位置づけである。

最後に、「報告書」の位置づけにおける最も重要な点として、本「報告書」で述べられていることは、(将来の年金制度ならびに経済・社会状況の) 予測として考えてはならない、ということである。「報告書」が示す複数の年金モデルの比較分析のシミュレーションならびに研究結果は、次節で挙げる重大な制約のもとにまとめられたものであり、今後の年金

制度の「枠組み」レベルの改革を検討する際の基盤とはなっても、実際の年金制度とは異なる仮定・統計数値に基づく部分があるため、将来の実際の年金制度の財政状況や給付水準などに適用可能な経済予測ではないことに留意が必要であることが強調されている。

第2節 「報告書」の特徴・限界

次に、「円卓会議」が自ら記述している「報告書」の特徴・限界を見ておこう。「円卓会議」は、国内外の研究との比較において、本「報告書」が新奇性を持つ点として、以下の3点をあげている。第1に、複数の年金改革モデルを比較分析することに適した年金の分析モデルを作るという「報告書」の目的そのものである。第2に、一般に、制度の財政的持続可能性に着目した分析においては、財政均衡や一般財政への影響など、マクロ経済的な分析に着目される傾向が強いが、この「円卓会議」の分析においては、実際の被保険者の拠出記録を用いたミクロのシミュレーションにも注力していることである。すなわち、マクロとミクロの双方のレベルからの分析を実施していることを、「報告書」の新奇性であるとしている。第3に、大規模なサンプリングを実施していることである。ONYFと統計局からのデータ提供、さらには保険数理に関するシミュレーションの面でデロイトからの支援を受けていることにより、「円卓会議」による社会的・経済的影響分析は、「100万単位の個人データと、頑健なソフトウェアとハードウェア」(p.17)を用い、実際の歴史的統計数値に基づいたミクロ・シミュレーションが実施されている。「円卓会議」は、自らが分析に用いた「モデル化の深さは今日の欧州の最先端である」(p.14)と述べている。とくに、ハンガリーにおけるNDCのモデル化と影響分析は初であるとしている。

もう少し細かな点で、「報告書」における特徴として、以下が挙げられるだろう。

第1に、PCB (Pension Contribution Base、「年金拠出ベース」という分析概念の導入である。これは、拠出期間と相対的な所得により算出される、将来の年金受給へ向けた年金権の蓄積の度合いを示すものである。ある年において、通年、稼得活動に従事し年間平均賃金と同じ所得を得て年金保険料を拠出した場合、その年に蓄積される年金権を1PCBと定義している。平均賃金の2倍の所得を半年間の就業のみで得た場合(保険料拠出も平均賃金の場合の2倍を6か月のみ)も、1PCBとなる。40年間、平均賃金と同じ水準の所得を得た場合には、40PCBとなるが、そのようなケースは「報告書」も指摘している通り、決して典型的ではない。このPCBという概念は、本「報告書」の分析の中心である、5つの検討対象の年金モデルを導入した場合の影響分析の、主として「改革後の年金給付の水準」を分析する際に、大きな役割を果たしている。すなわち、それぞれの年金モデルの期待されるパフォーマンスをPCBで計ることにより、比較が容易かつ読者に分かりやすく見せる効果をもっている。

PCBと並び、「報告書」が導入しているもう一つの重要な概念は、就業している頻度に応じて現役世代の人々をグループ化し、それぞれの集団がどの程度のPCBを蓄積しうるか検

討している点である。報告書では、継続的に就業している集団を α 、通年就業せず、働かないこともあった集団を β （就業期間に応じてさらに細分化）、ほとんど就業していない集団を γ と名づけ、それぞれの集団が獲得できるであろう PCB を推計している。ほぼ完全雇用に近い状況であった社会主義体制時代と異なり、体制転換後はほかの先進資本主義国と同様に、とくに若者の間において安定的な雇用につく機会が限られている。継続して就業できる集団と、細切れの就業しかできない集団、就業できない／しない集団の間では、同じ制度の下でも、推測される高齢者になった時点での PCB には大きな差が発生する。この $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ に分類するという手法は、「円卓会議」のメンバーの一人であるアウグスティノヴィチらが別稿において先に導入した概念ではあるが⁹、とくに $\beta \cdot \gamma$ から α への集団を超えた移動が難しくなっている今日においては、このグループ分けに基づいた分析が本「報告書」にも取り入れられたことは非常に意義のあるものといえよう。

一方で、「報告書」の分析は、一定の制約の中での分析である。「円卓会議」が自ら示している制約について、以下に挙げよう（「報告書」、pp22-33）。

第 1 の制約は、影響分析の比較ベースとして用いられている現行制度（NY2006）についてである。「円卓会議」の活動は 2007 年から 2009 年、「報告書」は 2009 年末にまとめられたが（本としての出版は 2010 年）、その間にも制度は改革された。また、1998 年に積立方式部分の導入を骨子とする抜本的な改革が実施された際、当時の改革パッケージのうちいくらかの制度変更は、変更の実施までに過渡期ないし猶予期間が設けられたものが存在しており、1998 年の改革が全て実行されるのは 2013 年となっていた。「報告書」が 2013 年から 2050 年までの影響分析を行うにあたり、この 2 種類の制度変更をどこまでモデルの中に取り入れるか、ということが問題となった。結論からいえば、「報告書」には 2008 年以降に導入された改革の一部¹⁰が反映されておらず、2013 年に導入される予定の変更のうち年金給付の課税対象化についてもモデルには反映されていない。また、時間的制約のために、影響分析においては 2007 年と 2008 年の各種統計データに予測値が使用されており、実績値に基づく分析ではない。これらにより、影響分析の比較ベースである「現行制度」（NY2006）は、厳密な意味においては、現在ないし過去のいかなる時点の制度とも異なる制度となっている。

第 2 の制約は、障害年金についてである。老齢年金と障害年金は密接な関係を有しているが、「報告書」における経済・社会的な影響分析は老齢年金のみに限定されている。これについては、「円卓会議」が老齢問題・年金についての調査・研究を行う主体であり、障害年金の分析はその任を超えることが理由として挙げられている。

第 3 の制約は、労働需要の予測ならびに年金制度が労働市場に与える影響がモデルから欠如していることである。「報告書」においては、労働市場の将来推計は、労働供給（年齢

9 Augusztinovics and Köllő, 2008.

10 「13 か月目の年金」の廃止はモデルに反映されたが、2009 年に決定されたスライド方式の変更および退職年齢の引き上げについては、そのシミュレーション結果への影響が大きいにもかかわらず、主として時間的制約からモデルには反映されていない。

別人口・学卒者数の予測など)の面からしか与えられていない。労働需要については、その推計を行える専門家の都合がつかなかったため、「報告書」ではおこなわれていない。また、年金制度は、その特質上、労働供給ならびに需要と密接にかかわっている。たとえば、年金の保険料を引き上げれば、労働需要は減少し、またインフォーマル・セクターへの逃避が容易な場合には、(公式な労働市場への)労働供給もまた減少する可能性がある。年金制度の設計により、適切な水準の使用負担や、高齢者が労働市場にとどまるようなインセンティブを与えることで長期間制度に加入することへのディスインセンティブを抑制することができれば、労働需要・供給の双方ともに増大させる可能性がある。他方、労働需要ならびに供給の大きな変動は、退職年齢の引き上げや保険料率や給付の水準など、年金制度の制度変更を要求する場合がある。このように、年金制度と労働市場には大きな関連があるが、本「報告書」においては、モデル化に伴う困難、および「円卓会議」に課せられた時間的制約から、オミットされている。

第4に、影響分析の時間的な視野が、2013年から2050年に限定されている点である。新システムへの移行を考える場合、新制度への加入は新規労働市場参加者のみとして40年近くにわたる長期の移行期間を設ける場合と、ある時点をもって労働市場への参加者全てを新制度に移行させる場合が存在する。既受給者や退職が間近の者には新制度を適用しないとするのが一般的である。「報告書」では、前者の移行方法を採用しているため、移行期間が非常に長期にわたるものとなっており、結果として、2050年までの30年強の期間では、比較対象の各モデルにおいて十分な差異がでてこない。他方で、検討期間を長くする場合には不確実性が増えすぎてしまう。

第5の制約は、男女格差を捨象していることである。多くの国の例に漏れず、ハンガリーにおいても、男女には賃金格差があり、さらには地位の格差がある。また、制度加入期間の点からも労働市場のキャリアの経路においても差が生まれやすい。他方、年金給付額算定の際に、男女共通の生命表を使用しなければならないというEUのルールにより、期待余命が短い男性にも不利な点はある。「報告書」では、このような男女の性差による格差について、無視している。

以上、5つの面で、分析には制約が存在するとされているが、「本『報告書』で述べられていることは、(将来の経済・社会状況の)予測として考えてはなら」(p.9)ず、なんらかの意思決定の為の処方箋ではない、という「報告書」で繰り返し述べられている立場を理解した上で重要なシミュレーション結果としてその成果に触れるのであれば、いずれも現実的な制約であり、これらの制約に関しては、なんら問題があるものではないだろう。

第3節 5つの比較モデルと影響分析の結果

本節では、前節で確認した特徴・制約に基づいて実施された、5つの年金モデルとの比較分析について紹介する。まず、比較のベースとなる「現行制度」と5つの改革モデルにつ

いて示した後、影響分析の結果の概要を部分的に述べる。

1. 5つの改革モデル

0) 「現行制度」(NY2006)

NY2006は、比較のベースとなるべき「現行制度」である。即ち、その「枠組み」としては第1図に示したように、賦課方式からのみなる制度と、賦課方式・積立方式が3対1の割合で組み合わせられている混合型の制度とが併用されている。ただし、前節で述べたように、「円卓会議」の活動期間内の改革や2013年に予定される改革の一部がこのモデルには取り入れられておらず、2006年ないし何処かの時点で実存した制度ではない。

1) ポイント・システム (NY_{point})

第1の改革モデルは、第1の柱部分(賦課方式によって運営されている現在の強制加入の公的年金)に、ドイツなどで実施されている、いわゆる「ポイント・システム」を導入するというオプションである。これは、被保険者が拠出した保険料をポイントに換算した上で個人勘定にて記録し、将来の年金給付の額に密接に関連させるものである。「円卓会議」が本「報告書」で導入したPCBと同様、平均賃金と同額の賃金であれば1ポイントとし、現役世代の間蓄積していく。給付はポイントに比例的に決定する。被保険者個人間には、余命の差により(結果的に)早く亡くなった人から長生きの人への再分配は発生するが、富者から貧者への再分配は発生しない。

2) ポイント・システムと基礎年金の併用性 (NY_{p+a})

第2のモデルは、第1の柱への第1のモデルと同様のポイント・システムの導入に加えて、新たに、保険料の拠出に基づかない、中央政府から支出される普遍的な基礎年金(いわゆる「第0の柱」)を導入するモデルである。基礎年金部分を高齢者の最低限の所得保障とみなしている。ポイント・システムが導入される第1の柱は、基礎年金の導入に伴って縮小される。

3) 概念上の確定拠出方式 (NY_{ndc})

第3のモデルは、第1の柱(賦課方式による公的年金部分)に、NDC方式を導入する制度である。個人勘定を用いて、拠出実績を記録していく点はポイント・システムと同様である。ポイント・システムとの違いは、蓄積されたポイントに対し1ポイント=xフォロントという形式で給付額が決定されるポイント・システムの場合に対し、NDCの場合には、拠出した保険料はその時点の高齢者への給付に使用されるが、あたかも積立方式のように金融市場で運用されていたとみなす。そして、退職後に、蓄積した保険料とその見なし運用益の合計から、給付を一時金や年金形態で受け取る仕組みである。ただし、このモデルでは年金財政の赤字の発生を避けるため、人口や経済変動に応じて給付を調整する機構が

第3表 5つの年金モデルの特性（移行期間後）

		<i>NYpont</i>	<i>NYp+a</i>	<i>NYndc</i>	<i>NDCtbki</i>	<i>CSAKa</i>
基礎年金	市民権		X			X
	ミーンズ・テスト			(x)	(x)	
拠出に基づく社会保険	ポイント制度	X	X			
	NDC			X		
積立方式による年金		(x)	(x)	(x)	X	

注) 決定的に重要なものにはX、その他、残存する要素については(x)で表記。
出所「報告書」39ページ。

組み入れられている。赤字が発生しないことが想定されており、拠出水準は増やさず、財政の不足部分を賄うだけ給付が自動的に削減されることとなっている。このケースにおいても、NDCの内部で、余命の違いによる結果としての再分配以外に、再分配は実施されない。また、このモデルにおいては、最低水準の年金権を蓄積できていない場合、70歳まで退職を引き伸ばさないといけないとの想定がなされており、70歳時点で最低水準の年金権が確保できていない場合には、ミーンズ・テストの上で最低保障が行われることとなっている。

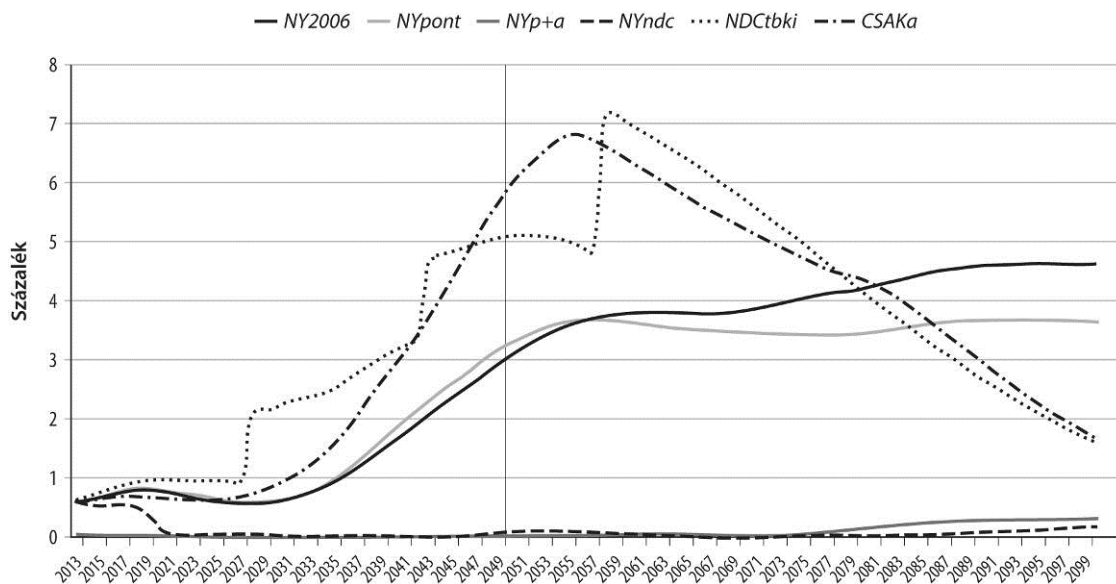
4) NDCと積立方式の併用制 (*NDCtbki*)

第4のモデルは、第3のモデル同様、NDCの導入をベースとした改革を行うものであるが、それに加え、現存する積立方式による部分（第2の柱）を重要な老後の所得保障の柱とし、中期的にはNDCとなった第1の柱および積立方式部分の第2の柱の混合型にするものである。NDCへと移行する第1の柱は、長期的には漸進的にその規模を縮小し、長期的には積立方式のみとなる。このモデルにおいても、70歳からミーンズ・テストの上で最低保障年金が一般財政から提供される。

5) 基礎年金のみとするモデル (*CSAKa*)

最後に、第5のモデルは、公的な老後の保障を非拠出制の税財源による基礎年金のみにとどめ、それ以上の保障は任意の個人年金によりカバーするというモデルである。このモデルにおいては、長期間にわたる漸進的な移行期間の後には、保険料拠出に基づく賦課方式部分・積立方式部分の廃止が組み込まれている。基礎年金の給付額は、従前の所得の多寡によらず単一である。EUの規則が存在するため、給付条件は国籍に基づくものではなく、居住に基づくものとなる。

第2図 一般会計から補填されるべき社会保険財政の赤字（基礎年金除く。対GDP比、単位：%）



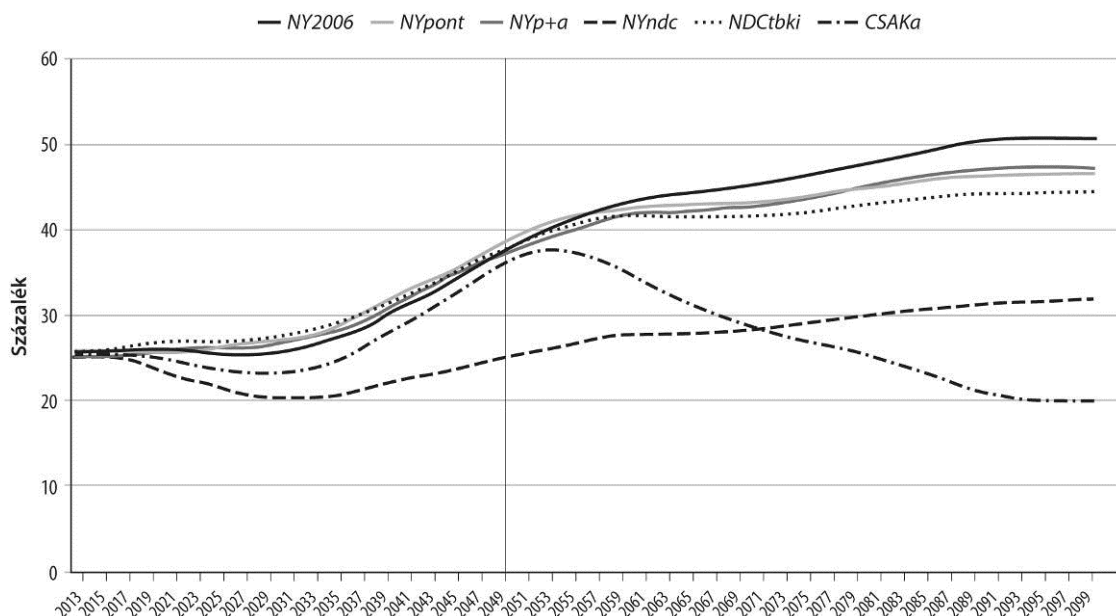
注) y軸=パーセンテージ。
出所) 英語版「報告書」65ページ。

第3表は、長期に及ぶ移行期間の後に、各モデルにおいてどのような性質の部分が残存するかを、その重要性とともに示したものである。決定的に重要なものにはX、その他、残存する要素については(x)で表記したものである (p.39)。上述したそれぞれのモデルの説明では、現在の第2の柱、積立方式部分のことに触れていないモデルも多いが、賦課方式の公的年金部分(第1の柱)にポイント・システムやNDC方式を導入する各モデル(NYpont、NYp+a、NYndc、NDCtbki)においても積立方式部分は残存し、また、NDCtbkiを除いて第1の柱の部分に対する積立方式部分(第2の柱)の相対的なウェイトは変わらない(基礎年金を導入するNYp+a、CSAKaでは、基礎年金導入により賦課方式部分と積立方式部分をあわせた社会保険システムの部分が縮小される)。このモデル化の背景について明言はないが、第2の柱への評価が「円卓会議」の中で統一されていなかったことが間接的に関わっているものと思われる。

では次に、この5つのモデルへの移行のシミュレーション結果を見てみよう。「報告書」では、年金財政、給付水準、保険料水準などに関する多くのシミュレーション結果に加え、前提となる人口動態や労働力供給についても専門的な見地からの推計の結果が掲載されている。ここでは簡潔に、年金財政、給付水準、保険料(拠出)水準の3つの側面のみを取り上げることとする。

ではまず、年金財政についてのシミュレーション結果を見て行こう。第2図は、各モデルにおける社会保険部分に発生する財政赤字のGDP比の推計を示したものである。以下の

第3図 各モデルにおける全ての形態の老齢年金給付を
賄うための拠出水準（対賃金、単位：％）

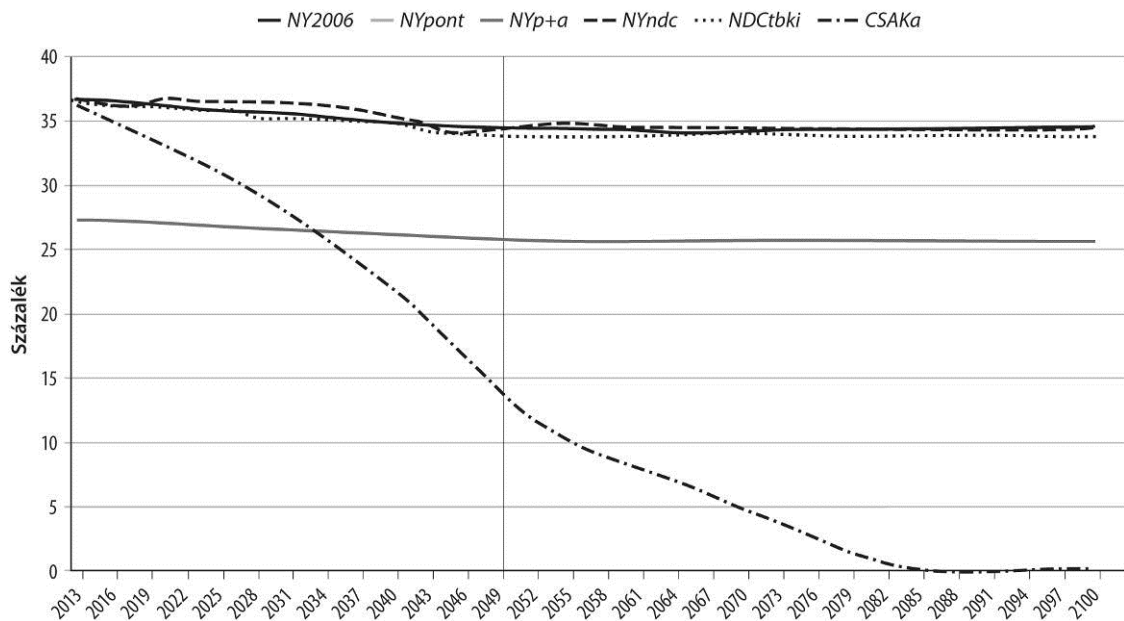


注) 1. y 軸＝パーセンテージ。
2. 各モデルは、賃金に直接負担を課すものではない。
出所) 英語版「報告書」61 ページ。

ようなことが指摘されている。第1に、ポイント・システムの導入はNY2006と比較して2060年以降に赤字の発生を若干抑制する。第2に、年金財政の赤字を回避するために給付額の削減が行われることが前提とされるNDC(NYndc)では、その定義上財政赤字が発生しない。第3に、積立方式の部分の比率を長期的に拡大するNDCTbkiでは、3回にわたり年金財政に大幅な赤字が発生することが示される。これは積立方式への移行の進展に伴う移行コストの問題が重大であることが示されている。最後に、長期的に基礎年金のみの制度を目指すCSAKaにおいて、非常に長期の制度移行期間を想定しているため、移行期間中の所得比例部分の支出が大きな赤字を生み出すことが予測されている。2050年までではなく、2100年までを視野にいたった場合は、NDCTbki・CSAKaともにそれぞれ積立部分・基礎年金の比率の拡大がすすむために社会保険部分の赤字が縮小することが予測されている。

第3図は、年金給付（賦課方式ないしポイント・システムないしNDC部分、積立方式部分、基礎年金部分の全て）を賄うために必要な拠出水準を、賃金との比率で表したものである。中央政府の税を財源とする基礎年金、国の社会保障基金への拠出が行われる賦課方式など、民間が運営する年金ファンドへの拠出と蓄積がなされる積立方式と、各モデルの下での年金給付は多用な形態の拠出によって賄われるが、その給付に必要な資金の規模を、賃金に対する比率として示している。これは、端的には各個人が保険料・税金の形で年金制度に拠出すべき資金を賃金の比率でみたものであるが、年金制度全体の相対的な財政規

第4図 拠出する保険料の合計（障害年金を含む，対賃金比率，単位：％）



注) y 軸=パーセンテージ。
出所) 英語版「報告書」59 ページ。

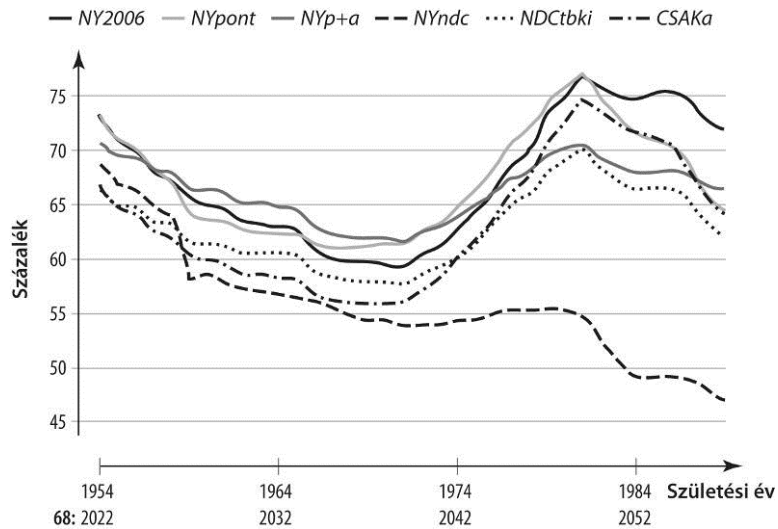
模を見たものでもある。2050 年までの期間では、第 2 図と同様の理由で *NYndc* が顕著に低水準となるほかは、大きな差異はない。2050 年以降では、長期的に基礎年金のみの年金制度を目指す *CSAKa* において制度の移行が進み、所得比例の部分が無くなっていくことで、必要な財政規模が縮小していくことが示されている。

第 4 図は、賦課方式ないしポイント・システム、NDC 部分（第 1 の柱）と積立方式部分（第 2 の柱）に拠出する保険料の合計を見たものである。ここでは、基礎年金を賄うための租税負担はオミットされている。この観点から見た場合は、その定義上、移行が進むにつれて、保険料拠出に基づく年金の比率が低下していく *CSAKa* において拠出がゼロに向かうこと、一部を基礎年金によって置き換える *NYp+a* において拠出水準が下がる他は、各モデルにおいて拠出水準の変化は設定されていない。即ち、残りのモデルについては拠出水準ではなく給付を変化させるという設定がなされている。

続いて、給付の側面を見ておこう。第 5 図は、生年別に見て、それぞれの世代が、68 歳時点でその年の平均ネット賃金との比較において、どの程度の水準の年金を受給できるかの推計を示したものである。*NY2006* では、1971 年前後生まれの人々の相対年金が一番低水準となり、それ以前に生まれた人は早く生まれた人ほど緩やかに高水準になっており、1970 年代初頭以降に生まれた人については急激に相対年金水準が伸びる予測であることが示されている。*NYndc* 以外の各モデルは 1980 年生まれの人々で迎える給付水準のピーク、ないしその後生まれた世代の給付水準を抑制する。例外的に、*NYndc* では、給付水準の急速な低下が予測されている。

第5図 相対的な年金水準

(68歳時点、年齢階層別、基礎年金・第1の柱・第2の柱合計)



注) x軸上段=生年、x軸下段=68歳を迎える時期、y軸=パーセンテージ。
 相対的な年金水準=給付をその年の平均ネット賃金と比較したもの。
 出所) 英語版「報告書」51ページ。

第4表 相対的な年金水準

(68歳時点、労働キャリア類型別、基礎年金・第1の柱・第2の柱合計)

	NY2006	NYpont	NYp+a	NYndc	NDCtbki	CSAKa
賦課方式部分のみに参加						
αグループ	68.5	70.5	68	59	67.7	63.1
βグループ	48	49.2	50	40.9	45.5	45.2
γグループ	46	47.4	46.2	40.8	39.7	43.8
平均	57.6	59.3	58	51.1	55	53.7
第2の柱(混合型)への参加者						
αグループ	81.3	81.9	80.1	68.5	78	77
βグループ	72.3	67.4	66.9	49.5	63.2	67.8
γグループ	50.5	50	53.3	44.6	42.9	48.6
平均	74.8	72.9	72.2	58.8	68.6	70.7
合計						
αグループ	76	77.2	75.2	64.7	73.8	71.3
βグループ	65.3	62.1	62	47.5	58	60.8
γグループ	47.5	48.3	48.6	42.1	40.8	45.4
平均	67.8	67.4	66.4	56	63.1	63.7

注) 相対的な年金水準=給付をその年の平均ネット賃金と比較したもの。
 出所) 英語版「報告書」53ページ。

次に、第 4 表により労働市場でのキャリア類型別の給付水準を見てみよう。まず全体として指摘されていることは、年金財政の赤字の排除を前提とする *NYndc* でいずれのケースにおいても給付水準が大きく下がることを除けば、その他については長期の移行期間が設けられていることもあり、*CSAKa* など就労と年金給付が最終的には切り離されるモデルにおいてもあまり給付水準が大きく変動していない。本来、完全基礎年金への移行を行えば断続的なキャリアの β グループ、就労していない γ グループへの年金給付水準には好ましい結果がもたらされることが予測されるが、このシミュレーションの期間ではそのような結果はまだ十分にはそのような結果が現れていない。第 1 の柱を縮小して、移行期間なしの基礎年金導入を行う *NYp+a* においては、賦課方式と積立方式の混合型の制度への参加者、それから全体において γ グループの給付水準が上がっている。

以上が、「円卓会議」のシミュレーション結果のうちの、年金財政、拠出、給付に関する主要な結果である。ただし、このシミュレーションの結果は、人口、経済成長、労働供給量、物価上昇率、賃金上昇率、スライド方式、移行期間の長さなどの諸変数の設定や、各モデルの設定を変えることにより大きく異なる。例えば、*NYndc* による給付が少ないのは NDC 部分で赤字が発生しないように自動的に給付を削減するからであり、*NYpont* に同様の給付調整メカニズムを導入すれば、同様の傾向を示す。第 4 表において混合型の制度への参加者の相対的給付水準が賦課方式のみからなる制度の参加者より高くなるのも、第 2 の柱部分で正の収益が上がるのが想定されているためである。

「円卓会議」はこのようなシミュレーション結果に対して、「我々はランク付けや数値での評価をしない。様々な矛盾する側面・価値をランク付けするのは意思決定者の責任である」(p.77) として、様々な切り口での各モデルの性質を指摘するにとどまっている。その上で、シミュレーションに用いた諸変数のもとでの各改革モデルのまとめとして、以下のように述べている。

第 1 に、*NYpont* はミーンズ・テストによる再分配は含まない透明でシンプルな制度であり、平均では相対年金は *NY2006* とかわらない。若い人は若干少なく、30PCB 程度になる。また、必要制度加入期間が短くなっているので、*NY2006* に比べてシステムから零れ落ちる人は少ない。支出合計も *NY2006* と比べてあまり変わらず、若干少ない程度である。

第 2 に、*NYp+a* は、高齢の層では一番高い相対年金となるが、若い人はそこそこである。平均の相対年金は、*NY2006*、*NYpont* より低い。基礎年金の存在のため、最も低い PCB (10 以下) でも平均賃金の約 40%の給付を保証する。20PCB 前後までは、もっとも高い所得代替率を実現することになるが、一方で、高い PCB に対しての給付が他のモデルより低くなる。基礎年金も含めた中央予算により補填される資金の合計は、*NY2006* よりも大きくなり、21 世紀の初めと最後では、中央予算からのお金が一番必要となる(世紀半ばでは、*NDCtbki* と *CSAKa* のほうが大きい)

第 3 に、*NYndc* は、保険料率の設定が重要であり、これにより個人勘定が大きく変動する。このバージョンは、個人勘定の諸要素の徹底、社会保険のクロスセクションのバランスの

維持、人口・労働市場の状況の中立化、社会保険の長期的持続可能性の維持が目指されている。「円卓会議」の分析枠組みにおいては、相対年金の制御が長期的均衡の維持に繋がっているため、このバージョンは他と比べて時に恐ろしく低い給付となる。中央予算からのいかなるファイナンスも必要としない唯一のバージョンである。この影響分析では、赤字が生まれない場合の年金水準を示している。

第4に、*NDCtbki* のモデルにおける基本的な問題は、移行期間の財源と、積み立てた権利の認識である。社会保険システムの排除と並行して、同システムの維持に必要な保険料率は減っていく。しかし、ファンドへの移行に伴い（ファンドへの）保険料が増すため、保険料水準は35%程度であり他のモデルと類似している。移行期の赤字は、世紀半ばまでにはGDPの7%程度の赤字が発生することが予想されている。移行期の終了期、2085年ごろには財政赤字は*NYndc* についてもっとも低い部類になる。*NDCtbki* は全体的なシステムのサイズを変更しない。しかし世紀の最後には、総合的な支出は基本的なバージョンと比べてGDPの1.5%程度低い。給付は、*NYndc* をのぞく他のバージョンと比べて低い相対年金となる。所得代替水準は、若い世代の場合では明らかに減る。

最後に、*CSAKa* については、このモデルでも移行期の支弁と権利の認識が基本問題となる。また、基礎年金の水準の選択が、高齢時の貧困と財政の問題を決定することになる。このモデルにおいては、集める保険料が段階的に減ることで、大きな移行期の赤字が発生する。今世紀半ばにはGDPの7%と最大になり、今世紀の終わりには1%となる見込みである。他方、2050年ごろまでには、最初の基礎年金の支払いが始まる。その大きさは2050年にGDPの約1.5%であり、2100年にはGDPの3.5%となる。これら2つの要素で、中央予算への負担は世紀半ばにはGDPの8%となることが想定される。2040-2085年の間、このバージョンで中央財政から最大の支出が必要となる。

小括 評価

最後に、本「報告書」に対する評者の評価を述べて小括としたい。1998年の改革によって形成された賦課方式と積立方式の混合型の年金制度では長期間の持続可能性は確保されず再度の「枠組み」の改革も必要となりうる、という広範な認識のなか、その有りうるオプションについて詳細に検討した本「報告書」の意義は大きい。ある特定のモデルへの改革を主張するものではなく、可能なかぎり整えられた・精査された条件のもとで、5つの改革モデルを同じ枠組みで分析する、という客観的な分析を試みた本「報告書」は、この問題に関心がある者にとって、各モデルのシミュレーション結果のみならず、PCBの概念や労働キャリア類型別の分析など、示唆する所も多く、まさに必読の資料であるといえよう。

一方、欠点とは言えないまでも、本書では幾つか不足と思われる点がある。第1に、付録部分は言うに如かず、「報告書」の本文においても記述がやや専門的である点である。詳細を付録に移すという対応をとりながらも、本文も約80ページあり、年金制度へ不安を持

つ一般大衆が容易に読みこなせるものではない。「意思決定者と一般大衆のために分析と情報、勧告を提供している」(p.14) というスタンスからは、やや適切性に欠けるものであると言えよう。また、その一方で、経済成長率や物価上昇率の設定値など、シミュレーションにおける諸変数の具体的な数値が本文では説明されておらず、専門家や研究者が本文のみからエッセンスを捉えるにはやや欠落している部分があり、結果として一般大衆と専門家のどちらにもフォーカスされていないと言える。

第2に、5つのモデルの選択が、年金制度改革に関する様々な立場を十分に反映したものとは言えないことである。本「報告書」では、*NYpont*、*NYp+a*、*NYndc*、*NDCtbki*、*CSAKa* の5つのモデルが検討対象とされているが、これらのモデルは、1) 賦課方式による第1の柱を改革した、拠出した年金保険料の額と受給する年金の額とが比例的な関係で決まる制度、および2) 拠出には関係なく一定の給付額が保障される基礎年金制度、の単体あるいは組み合わせである。これらの改革モデルのうち、1) の部分には、その制度内での所得再分配、すなわち拠出した保険料と将来の給付額が比例的ではなく漸減的に決定されることにより、富者から貧者への再分配が行われる、ということは想定されていない。「円卓会議」としては、第1の柱において、拠出と給付との関係を密接に結びつけるという意味での「公平性」を非常に重要視しているといえよう。拠出と給付とを密接に結びつけることは、制度の透明性や制度への加入インセンティブを改善する効果があるとされ、制度への包摂の度合いを目的とする場合などには非常に重要である。しかし、労働キャリアの違いに応じて α 、 β 、 γ というグループ分けを用いるなどして配慮をする一方で、制度の選択肢として、生涯に渡り不遇な位置にある人々への配慮を拠出制の制度内で行うという選択肢が否定されていることには疑問も感じる。たとえ、そのような仕組みが、ここで選択されている5つのモデルと比べて大きな財政赤字を生み出し、実行可能であるとは思えない物であること示すだけだとしても、意義があったのではないかと思われる。

第3に、積立方式(第2の柱)について十分な検討がなされなかったことである。5つの検討対象のモデルでは、第2の柱について、そのまま維持(*NYpont*、*NYp+a*、*NYndc*)、拡大し主要な部分とする(*NDCtbki*)、非常に長い移行期間の後に廃止する(*CSAKa*)という選択肢が検討された。この第2の柱は、導入以来の経緯として、中道左派(社会党)と中道右派(フィデス)の二大政党の年金制度における意見対立の根幹の一つであった。フィデスは、第2の柱の導入に付随する「移行コスト」発生による年金財政と一般政府財政への赤字の発生により他の政策経費の余地が縮小されることを好んでおらず、1998年から2002年の前回の政権担当時に第2の柱へ振り向けられる保険料引き上げの凍結や、新規労働市場参入者への混合型制度への加入義務の撤廃など、第2の柱に対して否定的な態度を取っていた。すでに述べたように、「円卓会議」の活動期間においては、2010年選挙でフィデス主導の政権が成立することはほぼ確実な情勢となっていたために、他にフィデスが提唱していたNDCの導入のみならず、第2の柱についてもその廃止や縮小についてのオプションを検討しておく必要性があったのではないだろうか。2010年5月の政権交代から1年とた

たずとして、与党となったフィデスは第 2 の柱を実質的に廃止する法改正を行った。第 2 の柱に残留した場合、第 1 の柱における年金権を失うなどの実質的な移籍強制策が実施されたことにより、賦課方式と積立方式の混合型の制度に参加していた被保険者の殆ど（約 96.9%¹¹⁾）は残留表明せず、賦課方式のみの制度に戻るようになった。結果として、制度は「報告書」が想定した比較のベース（NY2006）からも 5 つの改革モデルからも大きく異なるものとなった。これにより「報告書」の価値が直ちに無くなる物ではないにしろ、ある程度予見されたことであるだけに検討対象に加えておくべきであったらう。

最後に、変数の設定である。「報告書」本文では、妥当と思われる推計に基づいた一つの変数のセットによって各モデルが比較されている。年金に関するシミュレーションは長期のスパンを設定するだけに、想定されるインフレ率や賃金上昇率（およびスライド方式）や経済成長率、退職年齢、労働供給量などに異なる数値を設定することで、結果が大きく変わりうる。複雑化することにはなるが、経済成長率や賃金上昇率、第 2 の柱の収益率、ある程度の赤字を許容する NDC など、幾つかのケースを想定し違いを提示することも有益であったかと思われる。

以上のような、不足と思われる諸点もあるにせよ、分析が行われている範囲においては妥当な仮定に基づき客観的な分析がなされている本「報告書」の意義は大きい。現政権の下でも、本「円卓会議」のように専門家や諸官庁の知識と技術と情報を結集した体制が設けられ、さまざまな立場についての綿密な検討に基づいた年金制度改革が実施されることを期待したい。

参考文献

- Augusztinovics, M. and Köllő, J.(2008), "Pension System and Fragmented Labor Market Careers", in Gál, R.I., Iwasaki, I. and Széman, Zs. (eds.), *Assessing Intergenerational Equity*, Akadémiai Kiadó
- Kornai, J.(1995), "A Steep Road: János Kornai on the Economy. An Interview", by Szabo, L. Z., *The Hungarian Quarterly*, Vol.36, No.138, Summer 1995, pp.11-20.
- Palmer, E.(2006), "What is NDC?", in Holzmann, R and Palmer, E. (eds.), *Pension Reform: Issues and Prospects for Non-Financial Defined Contribution (NDC) Schemes*, The World Bank, Washington, D.C., pp.17-33.
- Simonovits, A. (2009), "Hungarian Pension System and its Reform", *Discussion papers MT-DP 2009/8*, Institute of Economics, Hungarian Academy of Sciences, 2009.
- The World Bank (1994), *Averting the Old-Age Crisis*, The World Bank, Washington, D.C.
- 柳原剛司（2011）『体制転換と社会保障制度の再編：ハンガリーの年金制度改革』京都大学学術出版会

11 ONYF は、311 万 8200 人の第 2 の柱加入者のうち、9 万 7422 人（3.12%）のみが第 2 の柱を含む混合型の制度に残留することを選んだと発表した（2011 年 2 月 8 日付 MTI 電子版）。

2010年度次世代研究「経済システム変容下におけるハンガリーの社会保障制度と資本主義の多様性」(研究代表：柳原剛司)による成果である。

【メンバー】 ()内は2010年度プロジェクト時点

柳原 剛司 (京都大学大学院文学研究科グローバルCOE研究員)